日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校管理下における生徒の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。その運営に要する経費を国、設置者及び保護者(同意確認後)の三者で負担する互助共済制度です。

- * 支給額は、保険診療の医療費総額の3割の額に療養に伴って要する費用として1割を加算した額です。 初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上の場合に給付の対象となります。
- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。
- * 公費負担医療制度記入欄の記入が医療機関でされていない場合は、ご家庭でご記入をお願いします。

医療費給付の対象となる学校管理下と災害の範囲については、独立行政法人日本スポーツ振興センター公式ホームページをご覧ください。

◆給付金の請求に必要な申請書類

書類	使用方法
災害報告書	生徒が保健室で用紙をもらい、生徒欄を記入後、担当教員(教科担当者、クラブ顧問、担任)に災害発生状況の記入を依頼してください。
医療等の状況 (病院、診療所、歯科医院用)	病院、診療所又は歯科医院で療養を受けた時に使用します (健康保険の適用のない医療機関では使用できません)。医 療機関・療養月ごとに証明をもらってください。
医療等の状況(柔道整復師用)	柔道整復師等(接骨院・整骨院等)の施術を受けた場合に使用します。※カイロプラクティック、整体院等保険外の施術は給付対象になりません。
調剤報酬明細書	病院や診療所で薬の処方箋をもらい、調剤薬局で薬を処方していただいた場合に使用します。 ※同月の「医療等の状況」と一緒に提出してください。
治療用装具明細書	診療担当医師により治療遂行上必要と認められ、当該傷病の治療中に購入し、装着した治療用装具(関節用装具、コルセット、サポーター等)について請求する場合に使用します。 装具製作会社、医療器材店又は医療機関の領収書の写しを添付の上、保健室へ提出してください。※同月の「医療等の状況」と一緒に提出してください。
高額療養の届	「医療等の状況」の診療報酬請求点数又は「治療用装具明細書」の装具費用が、7,000点(70,000円)以上の請求の際に必要になります。ご家庭で作成し、提出してください。

※各書類は、保健室で配布しています。また、学校ホームページからもダウンロード可能です。

◆災害給付の請求手続きの流れ

災害発生

学校内

担当教員への報告

(クラブ顧問・教科担当教員・担任)

「災害報告書」の作成

生徒本人が生徒欄を記入後、 担当教員に災害状況の記入を依頼する。

医療機関 -

医療機関の受診

(病院・診療所・歯科医院・接骨院等)

医療機関等へ書類の作成を依頼

「医療等の状況」等の書類を 医療機関へ提出し、証明をもらう。

保健室へ提出

※詳細については、保健室までお問い合わせください。

◆給付金の振込について

担任を通して、保健室より「災害共済給付金の支払いについて」の通知をお渡しいたします。通知内に、振込日及び支払金額の記載がありますので必ずご確認ください。

(給付金の振込は毎月21日となっております。金融機関休業日の場合、日にちが前後します。)